

(寄稿)

NOMURA

平成 30 年度介護報酬改定の意味するもの 介護－医療の連携から

平成 30 年度医療・介護報酬同時改定は、地域包括ケアを推進するなか、各医療施設や介護施設の役割がより鮮明になったと言える。

例えば、介護老人保健施設(以下、老健施設とする)は、これまでの 3 つの類型から 5 つの類型に再編されている。従来の「在宅強化」に加え、更に「超強化型」が設けられ、これまで以上に在宅復帰に貢献することが求められることになった。一方、「在宅復帰・在宅療養支援機能加算(加算型)」は、基本型に分類されており、今回の改定では、全体が在宅強化へよりシフトしていることが分かる。

さらに、この改定は、医療機関にとっても影響は大きい。地域包括ケア病棟からの退院先として、在宅復帰率の評価からは、老健施設が対象外となったためだ。もちろん、老健施設との連携を禁止するものではないが、在宅復帰率の向上の観点からは連携しづらい。病院と併設して老健施設を運営する医療法人も多し、これまでの医療と介護の連携の在り方自体を見直さなければならない。

その一方、今回の改定で医療保険と介護保険の垣根を取り払う改定も行われている。医療と介護のリハビリテーションを一つの医療機関で実施できるよう人員配置や機能訓練室の設備などの要件が緩和され、医療保険のリハビリテーションと介護保険の通所リハビリテーションが同じセラピストでシームレスに提供することが可能となった。これらは、まさに「惑星直列的」な改定の一つではないだろうか。

本稿は、今回の改定を受けて、社会医療法人愛仁会 高槻地区事業統括部 坪茂典 統括部長に寄稿いただき、介護－医療連携の視点で、「改定の意味するものは何か」を解説いただいた。

今回の改定を受けて、社会医療法人愛仁会は、介護報酬改定が関連法人の社会福祉法人愛和会の介護事業に与える影響について、この 2 月初旬には早くも検証を終えている。結果は、公称改定率の 0.54%には及ばず介護事業全体(連結ベース)で 0.04%にとどまっており、基本報酬部分はマイナス 1.0%で、加算部分プラス 4.8%と、加算部分が全体を補っている格好となっている。

これらの具体的な数値は、社会福祉法人愛和会の行う介護事業ごとにインパクト(増減額)を本稿で公開いただいている。そして、介護だけでなく、医療からの視点を交えて事業別に解説いただいた。

本稿は、介護事業者はもとより、地域包括ケアを担う医療機関にとっても、今後の介護－医療連携の在り方の見直しに寄与するものとなっている。

(市川)

2018 年 4 月 16 日

Healthcare note

(No. 18-04)

寄稿者名：
社会医療法人愛仁会
高槻地区事業統括部長
坪 茂典

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザリー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部